

理容業に関する標準営業約款の一部を変更認可した件（案） 新旧対照条文

○理容業に関する標準営業約款（昭和五十九年十月厚生省告示第百七十九号） 抄

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定 義）</p> <p>第2条 この約款で「営業者」とは、理容師法（昭和22年法律第234号）第1条の2第1項に規定する理容の業を営む者で、この約款に従い営業を行う者として都道府県生活衛生営業指導センターの登録を受けた者をいう。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（役務の内容の標示の適正化に関する事項）</p> <p>第3条 営業者は、提供する役務の内容について、次の各号に定めるところに従い表示するものとする。</p> <p>(1) 提供する役務の種別</p> <p>提供する役務の種別を、次の区分により表示するものとする。ただし、これらの役務の種別を組み合わせる表示しても差し支えないものとする。</p> <p>ア 総合調髪</p> <p>イ カット（刈込み）</p>	<p>（定 義）</p> <p>第2条 この約款で「営業者」とは、理容師法（昭和22年法律第234号）第1条第1項に規定する理容の業を営む者で、この約款に従い営業を行う者として都道府県生活衛生営業指導センターの登録を受けた者をいう。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（役務の内容の標示の適正化に関する事項）</p> <p>第3条 営業者は、提供する役務の内容について、次の各号に定めるところに従い表示するものとする。</p> <p>(1) 提供する役務の種別</p> <p>提供する役務の種別を、次の区分により表示するものとする。ただし、これらの役務の種別を組み合わせる表示しても差し支えないものとする。</p> <p>ア 総合調髪</p> <p>イ カット（刈込み）</p>
<p>ウ シャンプー（洗髪）</p> <p>エ シェービング（顔そり）</p> <p>オ セット（仕上げ）</p> <p>カ 子供調髪</p> <p>キ <u>パーマネントウェーブ</u></p> <p>ク <u>アイパー</u></p> <p>ケ アイロン</p> <p>コ 毛髪・頭皮保護コース（<u>ヘッドスパ・トリートメント</u>）</p> <p>サ <u>染毛（ヘア・カラーリング）</u></p> <p>シ <u>BBエステティック</u></p> <p>ス <u>レディス・エステ・シェービング（ブライダル・シェービング）</u></p> <p>セ <u>ネイルケア</u></p> <p>ソ <u>訪問福祉理容</u></p> <p>タ <u>かつら（ツープ、ウィッグ）</u></p> <p>(2) （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>ウ シャンプー（洗髪）</p> <p>エ シェービング（顔そり）</p> <p>オ セット（仕上げ）</p> <p>カ <u>アイパー</u></p> <p>キ <u>男子仕上げコールド・パーマネントウェーブ</u></p> <p>ク <u>アイロン</u></p> <p>ケ 子供調髪</p> <p>コ 毛髪・頭皮保護コース（<u>ヘア・スカルプ・トリートメント</u>）</p> <p>(2) （略）</p> <p>2・3 （略）</p>